

第3回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会

日 時：平成 28 年 3 月 8 日（火）午後 6 時 30 分～午後 8 時 30 分

場 所：菊池恵楓園 自治会ホール

出席者：※敬称略

委 員／内田博文	九州大学名誉教授 神戸学院大学教授
遠藤隆久	熊本学園大学教授 ハンセン病市民学会事務局長
小野友道	熊本機能病院顧問 熊本大学名誉教授
志村 康	菊池恵楓園入所者自治会会長
中 修一	国立療養所菊池恵楓園退所者 ひまわりの会会長
箕田誠司	国立療養所菊池恵楓園園長
古澤広義	熊本県教育庁人権同和教育課長
下村弘之	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課課長
報告者／紫藤千子	一般社団法人熊本県社会福祉士会理事
事務局／福原彰宏	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課課長補佐
吉原 繁	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課総務・特定疾病 班主幹
濱田龍一	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課総務・特定疾病 班主事
その他／家入かよ	熊本県教育庁人権同和教育課人権教育指導係指導主事

【次第】

- 1 開 会
- 2 熊本県健康づくり推進課長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 議 題
 - (1) 福祉界の取組について（一般社団法人 熊本県社会福祉士会）
 - ・ハンセン病問題との関わり
 - ・福祉界の取組
 - ・退所者との関わり・現在の問題
 - ・福祉界の取組に関連して今後どのような取組を進めていくべきか
 - (2) 熊本県の取組実績等の報告について
 - (3) その他

【1 開会】

(進行／福原彰宏 熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課課長補佐)

定刻となりましたので、ただいまから「熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会」を開催させていただきます。

開会にあたりまして、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課の下村課長からご挨拶申し上げます。

【2 熊本県健康づくり推進課長あいさつ】

(下村弘之 熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課課長)

本日は、お忙しい中、また、夕刻の開催にも関わらず、第3回の本委員会に御出席いただきましてありがとうございます。

御承知のとおり当委員会は、本県が関係各界と連携して取り組むべき、ハンセン病問題の啓発等に関する基本的方向やあり方等を検討することを目的に昨年3月に設置をしております。昨年9月に開催した第2回委員会では医学界から報告をいただきました。

ハンセン病問題と医学界の関わりの中で、医療スタッフへの啓発や回復者の方の終末期医療等が、特に重要であると再認識したところでございます。

本日、第3回委員会では、関係各界の取組として、福祉界から御報告いただきますが、医療や福祉の現場は、ハンセン病問題の啓発を進めるうえで、とても重要な視点であるというふうに考えております。

県では来年度の事業として、医療や福祉に携わる方々を対象としました研修会の開催を計画しており、今回のご報告をふまえて研修会を開催することで、ハンセン病問題の啓発の裾野をより一層広げて参りたいと考えております。

また、今年度の取組状況と来年度の取組計画についても県から御報告をさせていただきますこととしております。今後どのような取組を進めていくべきかなど、委員の皆様には、さらなる啓発活動の推進のために忌憚のない御意見を賜りたいと思っておりますので、本日はどうぞよろしく願いいたします。

【3 報告者紹介】

(福原課長補佐)

次に、今回は福祉界から、ハンセン病問題に取り組まれている熊本県社会福祉士会しとうゆきこに御出席いただき、代表して紫藤千子様に御報告をいただきます。

本日は、どうぞ宜しくお願いいたします。

(紫藤千子 一般社団法人熊本県社会福祉士会理事：以下 紫藤理事)

皆さん、こんばんは。

熊本県社会福祉士会の紫藤と申します。

宜しくお願いいたします。

(福原課長補佐)

それでは議題に入りますが、委員会の議長は委員長が務めるとなっておりますので、進行を内田委員長にお願いしたいと思います。

内田委員長、お願いします。

【4 議題】

(1) 福祉界の取組について

(内田委員長)

本委員会は、ハンセン病問題について県内の各界から、取組状況についてご報告をいただき、今後委員会が各界に求める啓発の進め方等を検討していくこととなっています。

今回、この委員会が各界の取組として取り上げさせていただくのは、福祉界の取組です。

「ハンセン病問題との関わりや現在の課題」等について、福祉界を代表して熊本県社会福祉士会より御報告をいただければと存じます。

(紫藤理事)

私たちは社会福祉士という専門職の専門団体になります。社会福祉士は各県に会員をもっておりまして、日本社会福祉士会という組織をつくっています。その中での関わりを今日振り返ってお伝えしたいと思います。

ソーシャルワーカー4 団体(日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会、日本社会医療社会事業協会、特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会)で構成する社会福祉専門職団体協議会というのがありまして、そこがハンセン病問題検証会議・検討会調査班から要請を受け、2003年6月～7月にかけて、ハンセン病問題の真相究明のための被害実態の聞き取り調査に調査員として参加をしております。全国からは380名ほどの調査員が参加しまして、熊本県社会福祉士も調査に参加をさせていただきました。これを契機に、恵楓園で調査をさせていただいて、それから、ハンセン病療養所退所者等に対する支援活動を開始することになりました。

2003年、ソーシャルワーカー4 団体が共同して、退所者等の支援のための「ハート相談センター」を東京で開始しました。一方、熊本県においてもハート相談センターを通じて、相談の場を確保してほしいとの要望が寄せられ、それを機に、熊本県社会福祉士会でも動きを始め、相談委員会を担当委員会として支援を始め、今日に至っている状況になります。

具体的な支援内容としては、まず2010年4月より、熊本市と退所者の意見交換会に参加をしております。最初は本当に参加をさせていただいているというところだったのですが、いろいろな福祉の制度のご説明だったりとか、議事録を作成して皆さんにお配りしたりしています。毎回ご連絡をいただきますので、できる限り参加をしております。

それから、退所者の会の例会参加、行事等への参加で情報交換を行っており、いろいろなやりとりをしながら、困っておられることなどについてお話を聞いております。

また、個別に、介護保険、障がい者の制度、サービス利用などの相談を受けています。

非常に制度が複雑でわかりにくいので、どういった制度が使えるのかなど、細い説明を行っています。退所者の方の声を伺いすると、皆さんお年を重ねてきておられるので、「これから先、安心してやっていけたらいいな」ですとか、「施設に簡単に入れたらいいな」とおっしゃいます。ただ、皆さんご存知のとおり、施設には空きがないとなかなか入れないという状況ですので、そういった状況でも困らないように支援をしていきたいと思っております。また、成年後見制度利用のための相談をお受けしており、今後、もし自分の判断能力が低下した時に備えるための任意後見制度活用等の支援をしております。

それから、熊本市が開催する退所者の方の特別相談窓口相談員として参加をさせていただいております。回を重ねるごとに相談をする人がいらっしやって、窓口を設けることの大事さを痛感しています。それからハート相談センターの担当者会議等に参加しており、ハート相談支援センターとも連携をとりながら支援を行っております。

加えて、日本社会福祉士会の全国大会を開催し、熊本特別分科会として「ハンセン病再考～社会福祉士として考える～」とのテーマで、ハンセン病問題の歴史を振りかえりました。熊本のハンセン病の歴史についてということで、リデル、ライト両女史記念館の当時の館長のお話ですとか、RKKが作成したハンセン病のDVDで「太郎への手紙」「空白～述懐ハンセン病報告～」というのを流して、ディレクターの井上さんにお話をいただくというような分科会をさせていただきました。

福祉サービスの利用時など、方法が具体的に理解出来るようにサポートするという一方で、いろいろな選択肢が得られるように情報提供等支援を行っていきたいと思っております。それから福祉サービス利用などで、権利侵害が起きることがないように支援を行っていきたくて考えております。

今後の課題として、実は我々社会福祉士達が全員きちんとハンセン病に関して十分に勉強しているわけではないという現状があります。資料館の見学や皆さん方のお話を聞くなど、研修会を実施し、啓発を行なっていきたくて思います。

それから、課題の2つ目は相談を受けている退所者の数がまだまだ少ないことです。いろいろなお考えやご事情があつて、実際にお話を伺えている退所者の方は少なく、本当はもっとおられると伺っています。私たちの方も、相談できる人数を増やしながら、体制を整備していきたくて思います。

それから、入院、入所の場合に保証人がいないという課題があります。ただ、これは今日の高齢者の問題でもあり、例えば先ほどの成年後見制度を利用する場合、実際に判断能力が低下しておられる方だと代理により入院、入所の契約ができるのですが、しっかりしておられるとご本人さんの契約となり、保証人または連帯保証を求められます。我々社会福祉士が社会福祉士として保証人になることはできないので、何らかの支援が必要と思っております。行政機関でというのは非常に難しい部分もあると思っておりますが、何らかの支援方法を考える必要があると思っております。

以上、簡単ではございますが、我々の取組みからご報告をさせていただきました。

ありがとうございました。

(内田委員長)

ありがとうございました。

補足等はございませんか。

(中委員)

はい。補足になるかどうかわかりませんが、大阪府、大阪市の件ですけれども、大阪では、府と市が予算を作って、回復者支援センターを作っていました。残念ながら、その支援センターの元締めをされているところの会計が不正を行ったため、済生会病院で役割を引き受けることとなりまして、もともとコーディネーターとして働いておられた4名により従来と変わらない退所者の社会生活支援をされております。それを最後の1ページに資料として添付しておりますので、後ほど御覧いただければ参考になるかなと思っています。

(内田委員長)

ありがとうございました。

ただいま、福祉界の取組について、熊本県社会福祉士会から御報告をいただきましたが、今後どのような取組が期待されるかという視点から、皆様からご意見、ご質問を頂戴できればと思っております。宜しく願いいたします。

(遠藤委員)

これから段々高齢化が進むにあたって、格別の思いを持って退所された方が、社会生活を全うできないということでまた療養所に戻ってこられるということが各施設で見られています。思いを持って退所された方が、社会生活の中できちんと人生を歩んでいけるようにするためには、専門家の方達の協力がより必要になると思います。本日、退所者への取組を伺って大変心強く思っています。

あと具体的には、例えば介護保険の問題があると思います。介護保険の認定基準について一般的な基準に基づくと、ハンセン病の方の基準がどうしても低くなってしまふことがあると思います。ハンセン病に関して、特に知識のある人に認定していただくシステムがあるといいなと思います。

また、退所者の方のご相談が少ないという件については、私も前から医療の面で感じていて、あいだにコーディネートする人が必要だという問題意識を持っています。先ほど、中さんがご紹介された大阪の回復者支援センターでは、退所者の方が相談員になられていて、信頼できる方があいだに入ると相談しやすいのだと思います。

(紫藤理事)

介護認定の部分では、確かに反映できていないと思います。障がい者や難病患者の方の取扱いのようにきちんとしたものが、基準として整備される必要があると思います。あとは、やはり医師の意見書等、基準認定の材料になるものが必要だと思います。

また、コーディネーター役の方は確かに必要だと思います。中さんが実際にはコーディネーター役のようになっていていただいているところがあるかと思いますが、相談しやすい体制

作りが必要と思います。

(中委員)

当事者としてよろしいですか。

最初に介護認定のことですけれども、恵楓園のお医者さんにも、ハンセン病の最大の後遺症である末梢神経が侵されて感覚障害を起こして麻痺をしている、手足体が麻痺をしているということを障がい者手帳の方に反映してくれない先生がおられました。このことは本当に残念でした。私も、先生に「ハンセン病の最大の後遺症は麻痺でしょう。麻痺が故に、こうして火傷をしたり、傷を作ったりして骨髄炎を起こして、みんなこうなっているんだから麻痺をまず障がいとして見てくださいよ。」と意見をすることがあります。聞くところによると、最近では感覚障害を重きにおいて、障がい者手帳の級を上げておられるというふう聞いております。

それと、社会福祉士の皆さんに相談を受ける退所者が少ないことについて補足ですが、今日現在、熊本県内で社会生活をしている退所者が20人おります。20人というのは、厚生労働省から退所者支援制度の給与金を受けて生活をしている人数でして、そのうち、私の退所者の会に会費を払っているのは8名です。あとの12名はどこでどういう暮らしをしているのかわかりません。

それともう一つですが、熊本市と、県の方も1人参加していただいて、ひまわりの会と熊本市で意見交換会を延べ63回しました。当初はなかなか熊本市の方もハンセン病についての理解がなくて、熊本市のトラックに患者を乗せて施設に強制収容した時の写真を拡大して持って行き、「こういう歴史的経過があるんですよ。強制隔離をしたんですから、今度は私たちが療養所を出て社会で暮らせるようにやっとなったんです。ですから、私たちが社会生活の中で困ったときに受け皿になってもらえると思って話をしてるんだけど、これでもわかりませんか。」と訴えました。そして、3年かかっているいろいろと相談窓口を作るようになって、以降63回意見交換をし、あるいは市長とも3回お会いして、ハンセン病問題のお話をしたりして、今日では非常に話し易い環境になってきています。

加えてですが、私たち全国の退所者が厚生労働省に要請をしていた、亡くなった退所者の遺族に対する生活支援について、昨年10月に制度化されました。ある日の相談窓口で、生活に困っているけど何か方法はありますかと相談を受けて、「生活支援の制度ができるよう要請しているところでした、もうちょっと辛抱してくださいね。」とお伝えしていた方がいました。そうしたところ、昨年10月から制度を利用することができるようになり、とても喜んで、私に手紙をくれまして、またひまわりの会に入会することによって年会費を送ってこられた方がお二人おられました。仲間達が社会内で安心して暮らせる状況になってきているなということを実感しています。

(内田委員長)

ありがとうございました。他にご質問等、各委員からありませんか。

(小野委員)

はい。成年後見制度や任意後見制度というのは、これはやる人は専門家ですね、弁護士とか。普通の身内とかではないですよ。

(紫藤理事)

普通の身内とかではないです。身内になることも可能なのですが、これは制度によって変わってくるんですけれども、任意後見制度だとご本人が選べるんです。例えば、社会福祉士の紫藤が任意後見人になってということも可能なので、そういった形の支援をすることもできます。

(小野委員)

このような大変なことを引き受けてくださる人が多くおられるのですね。

(内田委員長)

もう少し具体的に権利擁護の活動について教えていただきたいと思います。

(紫藤理事)

はい。実際に権利侵害が起きて私達が何か対応をしたということはないのですが、サービスの利用を拒否をされるとか、いろんな場面での権利侵害は想定はできると思います。そういったことがあった時には、ご本人や相手方とお話をする時間を十分にもうけて、問題を見過ごすことの無いように対応したいと思っています。

(内田委員長)

介護施設などを利用されたときに、苦情処理をどうするかという問題があると思います。苦情処理の部署を設けていらっしゃるところはそんなに多くないと思うのですが、さらに第三者機関という形で外部の方を入れての苦情処理というのは、もっと少ないと思うのですね。ほとんどの場合、内部の方が苦情処理の窓口をやっていらっしゃるということがあって、そこにはなかなか苦情処理が見えないという部分があると思うんですけれども、そのときにご本人に代わって苦情処理を代弁したりとか、苦情処理をバックアップみたいな方が要るかなと思います。その辺のことを少し加味してお話しいただければと思います。

(紫藤理事)

実際、福祉のサービスは苦情受付窓口は必ず作らないといけないんですね。

でも、ご指摘のように、だいたい解決責任者が施設長で、同じ組織内の相談員が窓口になっているパターンというのが一番多いと思います。もっとも、内部の関係といいましても、苦情を言わないといけないことが起これば一緒に話をするというのは当然想定できることですし、どこまでの対応を行うかは、ご本人と相談しながら考えていくのだと思います。

(内田委員長)

厚労省の検討会で、アンケート調査をさせていただいたところ、医療機関の事例で、医療機関の中に苦情処理があるということは知っているが、内部機関でもあることから利用しないという回答があるんですね。これは医療機関の事例ですが、同じような問題が福祉でも起こり得るんじゃないかなと思います。

せっかく作っていらっしゃるものですから、適正に機能しているという信頼感を与える仕掛けが要るような気がします。公平性などを担保するために外部の方を入れるなどですね。

(紫藤理事)

ご指摘のように第三者の委員をくっつけていらっしゃるところは少ないし、第三者といってもなんらかの関連のある方が入る場合が多い気がします。対応策として、県の社会福祉協議会の中の運営適正化委員などの協力を得るといたことは考えられるかと思います。

(内田委員長)

ハンセン病問題に詳しい方が第三者という形で入ってそこに苦情処理のアドバイスをされるということも仕掛けとしては必要かなという気がするんですけども、その辺はいかがですか。

(紫藤理事)

我々や、ハンセン病問題に詳しい者が第三者として入るということはあるかと思います。数を増やしていかなければならないという課題はあると思いますが、質を高める必要もありますので研修なども必要だと思います。

(遠藤委員)

例えばこういう事例も権利侵害に入るでしょうか。

熊本で退所された方で、長崎のある介護施設に入られた方がいます。その方は熊本に住んでいらっしゃる時から、自分は退所者であるということを積極的にカミングアウトされている方だったのですが、その介護施設の園長先生から、「あなたがハンセン病の回復者であることを施設の他の人に言わないでほしい。」と言われ、すごく苦しい思いをされているということがあります。

(中委員)

だから「熊本にまた戻りたい」と言うわけですよ。ハンセン病問題は、療養所がある都道府県では啓発が進んでおり、特に熊本などは他県に比べて進んでいると実感します。しかし、療養所のない県は、啓発が進んでいないわけですから、まだまだ昔のままだと考えてもいいかと思いますね。

(内田委員長)

この4月から障がい者差別解消促進法が施行されて、合理的配慮というものを及ぼす必要がでてまいります。ハンセン病の回復者であるということにも合理的配慮が及ばないと、今後問題が発生するのではないかと思います。

(志村委員)

療養所のない県での啓発について中さんから出ただけで、ハンセン病と診断した医師が県に届け出ることになっていましたよね。療養所のない県では、療養所のある県に送ってしまった後は行政的にはおしまいという問題がありましてね。

また、ハンセン病の患者家族が今提訴をやっているのですが、300人を超したと言ってい

ました。これは私達からすると、大変驚異的な数字です。これまでどこにも言えなかった、患者本人にも言えなかった家族の苦しみがあったのだらうと思いますが、そこを 300 人を超す人が手を挙げることができる状況になってきたということです。このことは、さらに今後のハンセン病回復者、特に社会内で生活しておられる方に勇気を与える提訴になったんじゃないかなと思います。

(中委員)

私たち当事者にも連絡が取れないという家庭の事情があると思います。私も、「中さんと一緒に行動していたらハンセン病だったことがばれる」ですとか、「中さんは新聞やテレビでよう出らすけん、一緒に活動はできない」と言われたことがあります。例えば、ハンセン病について家族も補償を受けられるようになったよという記事などをコピーして送りたいけど、ハンセン病と書かれた記事は送ってくれるなという方もまだおられるんです。それほど社会の偏見や差別のトラウマが染み込んでいるんですね。

(遠藤委員)

私たち支援者の立場としても、退所者の方が思いを遂げられずにまた療養所に戻らざるを得ない、社会に出て来られたことを全うできないといった事態を引き起こしてしまうことに、無力さを感じてしまいます。今後、特に高齢化に対応した仕組み作りを社会福祉士の方をはじめとして、みなさんと取り組んでいく必要があると思います。

(小野委員)

中さんが言及されていましたが、大阪府・大阪市の回復者支援センターの件について、済生会という医療施設が受け皿を担ったことで、もっと良くなったということは何かありますか。

(中委員)

大阪の退所者は医療面では、私達よりは安心していていると思います。済生会にもかかれるし、邑久光明園の園長先生が月に 1 回、希望する退所者への診察に来られます。

(小野委員)

他の地域の済生会でも同様の体制づくりをやろうという動きはないんですか。

(中委員)

動きはないようなのですけれども、例えば熊本の済生会病院も私たちが必要とすれば、大阪のほうからコンタクトを取っていただけるといった話は聞いています。

もっとも、私自身が、それこそ目、歯全てを普通の病院、開業医の医者にかかって入院しても大丈夫なようにやってきましたから、私は熊本の退所者には、覚悟を決めて出てきたんだから医療機関も自分達で行きやすいところを作らないかとそういうことを指導しています。ですから、今のところ済生会病院にお世話にはなっていないですね。

(小野委員)

今のところは要らないということですね。

(中委員)

はい。園を出るときは病院関係は特に心配をしていましたが、案ずるより産むが易しということで、眼科に行って、あなたの左目はなぜ閉じないかと聞かれ、「これはハンセン病の後遺症で兎眼あるいは閉眼不全と言うんでしょう。」と、お医者さんに言うと、通常通り診察をしてくれます。また、ある内科の病院では、昼休みに医療スタッフにハンセン病の話をしてくれとお願いされたこともあります。自分の手足の後遺症をありのままに言えば、お医者さんは気持ちよく診てくれます。

やはり最初の一步を、ハードルを越える勇気が必要なんです。皆がそうになってくれると もっと啓発が進みますよ。私たち当事者が、社会内で、ありのままに生きていくこと自体が一番の啓発になってると私は思っていますから。みんながそうになってほしい。

(小野委員)

なるほどですね、ただ全国のネットワークである済生会に、支援センターがそれぞれできたら極めて有効かなとは思いますが。熊本にもあったらいいなと思います。

(遠藤委員)

大坂の事例で、この団体は担当してこられた方たちが一生懸命取り組んでいたもので、団体の活動を引き継がれた済生会がまるごと引き受けたんです。

(中委員)

そこにいた4人も済生会がまるごと引き受けて、予算は府と市が出している。

(遠藤委員)

私はこういう団体も熊本でNPO法人化したら、県の方で委託事業という形で協力していただけないかという提案を以前からしております。

(志村委員)

中さんが言うように、療養所に入所していたが病気は治って社会復帰が許可になったということを最初に言えばやっぱり受け入れてくれるものです。私は30年近く社会復帰していましたが、最初、病院に行くと診察を受けると、非常によくしてくれました。「あんた不自由かけん往診でも。」と勧めてくれたり、「近くに往診に来たけん、顔見にきた。」と声をかけてもらったりですね。

(遠藤委員)

中さんや、志村さんのようにカミングアウトできない方もいらっしゃるって、大阪の回復者支援センターでは、病院に行きたいというときに支援センターの方が、あらかじめ病院に連絡をする仕組みがあります。支援センターの方がご本人に代わって予め病状を説明しておいて、その方を病院にお連れし、ご本人は何もお話しなくてもいいような仕組みです。

熊本でもハンセン病について治療も含めて相談ができるという病院は、実際あるんですけど、その病院に至るまでをコーディネートする人がいない。病院自体が体制をつくっていても、実際にそこに行くまではハードルがあると思います。

(中委員)

そうですね。病院まで本人を連れていく仕組みがあると、もうちょっと出てこれるのか

もしもせんね。

(遠藤委員)

介護の相談とかもですね、支援センターで社会福祉士の方を紹介する仕組みなどがあると、もっと利用しやすくなるんじゃないかなと思います。

(中委員)

大阪の件で、邑久光明園の園長先生が月に 1 回行かれるというのは、ほとんど足の裏傷だだと思います。沖縄の退所者の方から、皮を削る技術をもった看護師さん達が少ないという話を聞きました。

(志村委員)

ハンセン病療養所の中での治療というのはね、一般の開業医の人に伝わっていないところがあると思います。例えば、私が再入所したきっかけの話ですが、義足のところに傷ができて、これは私から見れば明らかに緑膿菌が付いていると思ったので、先生に言ったら、「あんたそんなにピンピンして、人一倍頑張っているのに緑膿菌なんかつきませんよ。」という話だった。しかし、いつまでも治らないものですから、療養所に行って診察したら、緑膿菌だったということです。結局、そこを 3 回手術して、しょうがないから療養所に入ったんですけど、あれがなかったら私はまだ外にいたと思います。

ハンセン病の治療について大学のほうで授業ができれば、ある程度のお医者さんに伝わっていくと思うんですが、そもそも療養所だけで完結するものですから、緑膿菌だってわからないことになる。

(2) 熊本県の取組状況について

(内田委員長)

いろいろとご議論があって、深まっているところなんですけれども、時間の関係もございまして、次の議論にいきたいと思います。また後からご意見などは最後にお聞きするという形でいきたいと思います。

それでは、次の議題の熊本県の来年度取組予定につきまして、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

(濱田龍一 熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課総務・特定疾病班主事)

それでは、健康づくり推進課から説明させていただきます。まず、今年度の取組実績について説明させていただきます。

まず、当委員会、「熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会」の第 2 回、第 3 回を開催しました。第 2 回では医学界から小野委員と恵楓園の野上副園長に御報告いただきました。また、第 3 回では福祉界から熊本県社会福祉士会より取組状況についてご報告をいただいたところです。

次に、菊池恵楓園訪問事業「菊池恵楓園で学ぶ旅」です。当事業は平成 16 年から実施している事業ですが、県民が菊池恵楓園を訪問し、入所者からお話をお聞きすることによっ

て、直接ハンセン病の歴史等に触れ、交流の機会をとおして、ハンセン病に対する正しい理解を深めることを目的に実施しております。例年、7月の最終週に開催しておりますが、今年度は昨年7月29日に開催し、一般県民、教職員、県職員合わせて208名の参加がありました。

次に、普及啓発パンフレットの作成、配付になります。熊本県では、普及啓発パンフレットとして『ハンセン病を正しく理解しましょう』及び『熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書概要版』を作成しています。具体的には『ハンセン病を正しく理解しましょう』については、市町村および公立、私立高等学校をはじめ関係機関に配付をしており、平成27年度版は60,000部作成して、昨年の12月に配付したところです。また、『熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書概要版』については15,000部増刷を行い、様々な啓発の場面で役立てているところです。

次に、ふるさと訪問事業に参ります。ふるさと訪問事業、これは里帰り事業であります。ハンセン病療養所に入所されている本県出身者の方に、ふるさと熊本との絆を深めてもらうことを目的として実施しております。昨年11月に実施しまして、菊池恵楓園からは11名、大島青松園から2名の方にご参加いただきまして、それぞれ「天草地方」と「菊池・阿蘇管内」を訪問していただきました。

次に、ふるさと事業についてです。「熊本ふるさと便」のお届けと地方新聞の送付を行っております。これは、先ほどのふるさと訪問事業と同じ趣旨であります。ふるさと熊本を身近に感じてもらうため、県産品を送付させていただいております。今回は地元の特産品詰め合わせを「熊本ふるさと便」においてお送りしました。具体的には、今年度は7療養所105名の方にお送りしたところです。また、地元新聞の送付については、2療養所に送付しております。

次に、国立療養所菊池恵楓園の将来構想実現に向けた協議会への参画です。この協議会は「菊池恵楓園の将来あるべき姿」や、「所在自治体や地域との関わり」を国、菊池恵楓園、入所者自治会、県、事務局である合志市の5者が集まって、各機関の考えや構想を出し合いながら意見を確認し、実現可能な事項を協議することを目的として開催されています。今年度は作業部会の開催もございまして、啓発推進部会に全3回、合同開催の土地利用検討部会と施設検討部会に全3回参画しました。協議会自体には、昨年11月に第3回協議会に参画したところです。

本年2月27日に「熊本県ハンセン病問題啓発フォーラム」を開催しました。このフォーラムにつきまして、内容は合志市が制作された啓発DVD「壁をこえて」の上映、志村自治会長による入所者代表講話、熊本大学文学部学生による絵本製作取組み事例の紹介を行いました。学生の取組み紹介は、お手元に準備しております「歩」という絵本の製作の取組み事例でございます。今回の絵本については県で300部製本を行い、会場で配付いたしました。当日は、約110名にご参加いただいたところです。さらに、学生さんの取組については、動画を学生さんがその絵本をもとに作られたものを紹介されて、各報道機関にも

取り上げて頂いたところです。以上、このような内容で今年度は取組を行ってきたところ
です。

つづいて、来年度の取組計画です。

第2回委員会において、予算要求するうえでの取組計画を報告させていただきましたが、
来年度は資料3のとおりで計画をしておりますのでご報告いたします。

当委員会については、来年度は第4回、第5回の開催となります。実施予定時期につい
ては、今年の9月と来年の3月を予定しております。

続きまして、恵楓園訪問事業「菊池恵楓園で学ぶ旅」です。当事業については、平成27
年度に引き続き実施する予定でおります。例年、応募者数が定員よりも多く、また、体験
を通して学ぶことが出来る機会を増やすという観点から、平成28年度はこれまでの1回の
開催から、試験的に2回に分けて実施する予定です。また、若い世代への啓発の推進を念
頭に、特に学生の参加を積極的に呼びかけたいと考えています。具体的な実施予定時期は
本年7月及び8月を考えております。2回に分けて、約150名ずつの実施で考えております。

次に、普及啓発パンフレット「ハンセン病を正しく理解しましょう」の作成ですが、平
成27年度に引き続いて実施をしていきたいと考えています。

継続して実施していく事業が次も、ふるさと訪問事業とふるさと事業についても今年度
と同様に来年度も実施していきたいと考えています。

また、国立療養所菊池恵楓園の将来構想実現に向けた協議会についても、引き続き参画
していきたいと考えています。

そして、ここから2つが新規で事業を考えているものがございます。

「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」前後における記念行事の開催です。
6月22日は「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定められていますので、
この日の前後に熊本県においても記念行事を開催したいと考えています。具体的には、県
庁ロビー等におけるパネル展や別会場での講話を含むシンポジウム等を考えております。

次に、医療界・福祉界の、医療・看護・介護分野の従事者及び経営者を対象として研修
会の開催を考えています。内容は基本的な医学的知識、ハンセン病の医学・看護・介護等
の普及と、啓発について回復者の実体験についての講演等を考えております。下半期の開
催で考えておりますが、今回のご意見を踏まえて効果的なものとなるように検討してい
きたいと思っております。委員の皆様には、講師等でご協力をお願いすることもあるかと思
いますが、どうぞ宜しくお願いいたします。

平成27、28年度の取組については、以上です。

(内田委員長)

では、ただいまの報告について、皆様からご意見やご質問をお願いしたいと思います。

(遠藤委員)

新規事業の医療界・福祉界の研修会は、県がこういう取組みの成果としてすごく良い取
組みじゃないかなと。期待します。

(内田委員長)

他にご質問とかご意見はありませんか。

(中委員)

はい。新規事業で、医療界・福祉界を含んだ研修会を開催してもらうようになって、本当に良かったと思っています。今日は熊本日日新聞の今年の1月28日と2月の23日の社説の下にある射程というところの記事をコピーしてきたんですけど、泉潤さんが書かれていますけれども、1月に書かれたのは患者家族の人生被害ということで書かれていて、この中に黒髪小学校のハンセン病の患者を親に持つ子ども達の入学拒否のことに触れた記事が書かれています。この記事を見られた購読者からですね、新聞社に「この入学拒否事件の頃には、ハンセン病の治療薬はあったのか」というはがきが来たということで、泉さんがそれに答えて、泉さんが適切な記事が書かれておられるんですけども、まだまだハンセン病に対する知識の普及がなされていないということですよ。

私は最初の委員会でお話した気がするんですけども、私が住んでいる清水の公民館で、年配者達の生涯学習、遠藤先生がされていた時事問題の勉強会で、ハンセン病問題について話をしてくれということで、先生に頼まれて話をしました。その日は年度末で、話が終わったらみんなで昼食をしようということで、ご案内を受けてですね、昼食を頂いたんですけども、2人の方が私のところにビールとコップを持ってきて、「今日は中さんの話を聞いて、ハンセン病の現状がとてもよくわかった。それで、中さんに謝りたい。」ということで来られたんです。

どういうことかということ、「実は自分は自衛隊の現役の頃に恵楓園のグラウンドに野球に来ていた。」と。「夏の暑い盛りでとても暑かった時に、野球場の近くの寮の入所者のおばさんがおぼんにコップをいくつも載せて、冷たい麦茶を冷やして大きなやかんを持って来られた。野球をして喉は乾いてるし、本当は飲みたくて仕方がなかった。」ところがやっぱりですね、「その麦茶のやかんを置いていかれた後に、誰も飲めなかった。やっぱり親や兄弟、一般に言われる、らいはうつる怖い病気だということが頭にへびりついていて、喉はもう麦茶が欲しくてたまらなかったけど、誤った教えには勝てなくて、やかんをひっくり返してしまった。」と言うんですね。

「だから、さっき中さんの話を聞いて、戦後早い時期からプロミンという薬ができて、ハンセン病は治るようになっていたのに、なんで国や関係者はハンセン病が治る薬ができたという事を宣伝せんかったんだろうね。法律まで作って隔離をしなければいけない、怖い病気だということだけ宣伝して、ハンセン病が治る病気になったということはひとつも教えてもらってない。だから、今日やっと本当のことがわかったんですよ。」と。「だから、おばさんに謝らないかんけど、中さんに謝りたい。」と言って、私にビールを注いでくれたんです。

ですから私は、啓発の必要性というのは、やっぱり医学のことから医学の現状から話していかないと一般の皆様には理解できないなということをお知らせされました。だから私

はどんなことがあっても、講演を頼まれたらどこでも行っています。この記事も今年ですよ。こういう方がまだいっぱいおられると思います。ハンセン病に対する正しい知識、治療はこうなっていて、後遺症は手足が変形したり不自由になっているけど、あれは他の病気にあるような病気の傷跡である、後遺症であるという、そういう手足の不自由な人とお風呂に入ったり食事をしても、感染して発病することはないんだよという基本的なことを、やっぱり啓発していく必要があると思いました。

(志村委員)

私はちょうど去年の12月、大分県の専門学校ですか、そこで幼児教育科、そこの専攻をしている学生さんの感想文が送ってきたんですが、その中にですね、熊本県で起きた黒髪校事件、それと黒川温泉、この二つを見て、国というものは怖い、国は怖い人が怖いという率直な、非常に感受性の強い学生さんがいたということに、私は日本は捨てたもんじゃないなと思いました。そういった感性を持った人達がまだまだ日本にいらっしゃるということに、気を強くしています。それで、私達もできる限り、できる範囲で一人でも多く受け入れるという方向で進んでいます。

しかし、実際に自治会の方で対応できるのは、私と副会長と、「菊池野」編集部をやっています杉野桂子さん、その他一人か二人かといった状況でなかなかですね、直接話ができる人はいなくなってきた。大変その辺が寂しいところですけども、いつまで続くかわかりません。私ももう83歳になりました。

それでもですね、さっきお話したように国は怖い、人が怖いといった本当の感性をもった学生さんが育っているということにね、大変感銘を受けて、できるだけ私達も啓発を続けていきたいというふうに思っています。

(内田委員長)

他にご質問とかご意見はありますか。

実は、私の方から、中さんがおっしゃったことに異論があるんですけども、こういう議論が質問で飛んでくるんですね。「ハンセン病については、感染力が弱いということはよくわかりました。特効薬ができたということもよくわかりました。にもかかわらず、強制隔離したことはおかしいということはよくわかりました。だけど今後、非常に感染力の強いそういう病気が出てきたら隔離していいでしょ。」という質問が必ずくるわけですね。

そうやって医学の問題だけで教えてしまうと、こういう質問が返ってくるんですね。たとえ感染力の強いものが将来発生したとしても、人権上の問題も別に考えなきゃいけないという説明が要るんじゃないかなと思います。

そういう意味ではハンセン病問題は医学だけで捉えてしまうと、弱いか強いかという話だけで、特効薬があるかどうかという話になってしまうので、「医学の問題であるとともに人権の問題である。だから、特効薬があるかないか、感染力が強いかどうかという問題とは別の問題として、人権のものの良いか悪いかという問題が別に立つんだ。」ということと言わないと、特に中学生の場合ですと、『A』という『NOT A』という反発が出て

くるので、そこは注意して啓発する必要があるのかなと思っています。

(遠藤委員)

その問題については、内田先生が最もご主張されると思うんですけども、感染症の病気にかかったとき、医学的にはあくまでも患者であって被害者の立場であるのですが、社会的な視点で見ると、加害者にすり替わってしまうことがあると思います。この問題がまさに医療だけで解決できない問題で、これから先も、感染症、ジカ熱も含めていろいろな問題が起きてくるとき考えなくちゃいけないと思います。いつの間にか被害者が加害者になってしまう。逆に社会防衛のために、差別をする加害者の方が被害者になるという自覚をもって、現れてくるということが起きやすいですからね。

(内田委員長)

啓発をしていただくときに、ハンセン病の教訓を将来もしかしたら発生するかもしれない感染症の対応に活かしていただくという視点での啓発をしていただければ非常にありがたいなという感じもしているんですけども。

(志村委員)

H I Vが発生したときに、らい予防法を下敷きにしてH I Vの予防法をつくろうとした経緯があり、実は療養所内の医療従事者でさえ、H I V患者を恵楓園でも受け入れざるを得ないんじゃないかという話があったんです。療養所の中で働いている医療従事者でさえそういうふうを受けていたというのは問題ですね。

(内田委員長)

ありがとうございました。時間の関係で、次の議論にいきたいと思います。

(家入かよ 熊本県教育庁人権同和教育課指導主事)

熊本県教育庁教育指導局人権同和教育課の報告をさせていただきます。

まず、取組についてでございます。

4点ございまして、まずハンセン病問題啓発DVDの配付です。平成26年に合志市が作成されました「壁をこえて」というDVDを県教育委員会で増刷をして、580セット配付しております。ハンセン病回復者等の人権に係る教職員の基本的認識の深化を図るため、合志市、熊本市を除く県内各公立学校、市町村教育委員会、教育庁各課、地方教育機関等に配付を4月中旬に行っております。

次に、ハンセン病回復者等の人権に関する研修についてです。教職員等の基本的認識を深めるために、このDVDを活用しまして、全ての学校で研修を実施しております。また、教育庁各課、地方教育機関等においても、このDVDを活用しまして、研修を実施いたしました。

3つ目に、平成27年度若手教職員のための菊池恵楓園現地研修でございます。これは、今年度新規事業として、開催をいたしました。教職経験10年程度までの若手教職員が現地研修を通して、ハンセン病回復者等の人権についての基本的認識を深め、人権教育の推進に向けた資質の向上及び実践的指導力を高めることを目的として実施しております。なお、

研修終了後は、視聴覚機器等を活用した教材を作成する等、校内での復講を指導しております。研修の内容ですが、ボランティアガイドのご協力のもと、フィールドワーク、また自治会の太田明様の講話をいただきました。8月17日に実施をしております。若手教職員120名、今年度は全ての県立学校から1人ずつ84名、それから公立小中学校36名で実施をしております。

4つ目、平成27年度教育庁職員人権問題研修会です。教育庁職員がハンセン病回復者等の人権をはじめ、あらゆる差別解消のために、理解と認識を一層深めることを目的にハンセン病問題啓発DVDを活用した研修を実施しております。また、職場内研修の提案を行いました。9月8日に実施をしております。教育庁職員505名参加しております。

続きまして、平成28年度の取組計画でございます。

先ほど報告いたしました件と重なりますが、平成28年度も若手教職員のための菊池恵楓園現地研修を8月18日に予定しております。必ず参加前にDVDの視聴、また参加後は研修教材を作成して、校内での復講を義務付けるようにしております。平成28年度は200名、私立学校も含めまして200名の予定でございます。

2点目、ハンセン病回復者等の人権に関する研修です。教職員の基本的認識を深めるために校内研修を実施するとともに、新規採用者に対しては、ハンセン病問題啓発DVDの視聴による研修を義務付けたいと考えております。また、各学校のPTAを対象としまして、人権同和教育課作成の「人権教育・啓発リーフレット」やDVD等を活用しました様々な人権問題についての研修会実施を働きかける予定でございます。なお、平成27年度若手教職員のための菊池恵楓園現地研修の参加者作成の視聴覚機器等を活用した教材等を活用しまして、校内研修や授業の実施を働きかけます。これは年間を通じまして随時行う予定でございます。

3点目は人権教育に関する研修会です。様々な研修会を予定しておりますが、学校教育及び社会教育において、ハンセン病回復者等の人権をはじめとする様々な人権問題について、人権問題に対する理解と認識を深めるとともに、人権教育を推進するための指導力向上を目的として研修を実施します。年間計画を今、作成中でございます。

今後も、県教育委員会では、知事部局である健康づくり推進課と連携、協力を図り、教育・啓発を推進して参ります。

(内田委員長)

では、ご意見やご質問はございませんか。

(遠藤委員)

学校の先生の研修に力を入れて頂いているのですが、これは実際にどういう成果を生んでいるか、学校の中でどのような変化が起きているのか、ただ帳面消しのようなもので終わってしまっていないかというのが気になるんですね。恵楓園で研修をされる団体で一番多いのは学校の先生ですが、実際学校の現場に、子どもに対する先生の目線が変わったとか、子どものいじめの問題がどういうふうに変ったのかとか、成果についてもう少し

深い掘り下げる必要があると思います。学校の中というのは、なかなか難しい問題がたくさんあると思うのですけれども、この点は心配があります。ハンセン病市民学会でも、教育がこれから一番大事だということで、教育に重きを置いたプロジェクトを本格的に取り上げようと今しているところです。

あと一つ、今年も市民学会が5月に開かれるんですけれども、自治体の取組として発表予定の豊後大野市と延岡市と、それから霧島市はですね、所在自治体では療養所がないのに、全職員研修を実施しているんです。全員実施するところまで徹底して実施されていて、市を挙げて、末端の職員の方にまでハンセン病問題の理解を深めるというのは大変意味がある取組みだと思います。

(志村委員)

学校現場での啓発の影響についてですが、熊本県ではないけど、学級崩壊に近い状況にあって学校で対応しきれないといった子ども達に人権啓発についてハンセン病問題も含めて話をすると、不思議と学級そのものがまとまっていくというそういう効果があって、先生方から感謝のお礼状がきたりということがあります。熊本県でもいじめとかそういうものが新聞で出ることがありますが、そういった学校はですね、実際に恵楓園にきてもらい、そして、子ども達に肌で感じてもらうことが、一番、人権問題に対する教育効果があるんじゃないかと思っています。

(3) その他

(内田委員長)

それでは、時間の関係もありますので「その他」の議題にいきたいと思います。
各委員から第1議題、第2議題以外について、ご意見を頂戴できればと思います。

(内田委員長)

それでは、特にないようですので、時間の関係で終了としたいと思います。
ありがとうございました。
事務局にお返ししたいと思います。

(福原課長補佐)

内田委員長、議事進行ありがとうございました。
各委員の皆様、そしてご報告をいただきました熊本県社会福祉会からの報告者の皆様、本日は長い時間、ありがとうございました。

次回開催は本年9月を予定しております。

また宜しく願いいたします。

以上をもちまして、本日の第3回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会を終了いたします。